

船舶事故調査報告書

平成27年12月3日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 庄司邦昭（部会長）
 委員 小須田 敏
 委員 根本美奈

事故種類	衝突
発生日時	平成27年6月7日 08時20分ごろ
発生場所	北海道函館市函館漁港西方沖 函館漁港西防波堤灯台から真方位248°670m付近 （概位 北緯41°46.3′ 東経140°41.4′）
事故の概要	漁船第五十六 ^{しやうふく} 昭福丸は、南西進中、また、プレジャーボート ^{よし} 芳丸は、錨泊中、両船が衝突した。 第五十六昭福丸は、右舷船首に擦過傷を生じ、また、芳丸は、左舷中央に擦過傷を、船外機に濡損を生じた。
事故調査の経過	平成27年6月8日、本事故の調査を担当する主管調査官（函館事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 漁船 第五十六昭福丸、9.7トン HK2-22438（漁船登録番号）、個人所有 14.61m(Lr)×3.80m×1.31m、FRP ディーゼル機関、504kW（動力漁船登録票による）、平成6年4月27日 B プレジャーボート 芳丸、5トン未満 202-7401北海道、個人所有 3.27m(Lr)×1.25m×0.50m、FRP ガソリン機関、3.70kW、平成14年3月12日
乗組員等に関する情報	A 船長A 男性 57歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和53年5月19日 免許証交付日 平成25年4月12日 （平成31年3月14日まで有効） B 船長B 男性 66歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成7年3月8日 免許証交付日 平成27年4月23日 （平成32年6月27日まで有効）
死傷者等	なし

損傷	<p>A 右舷船首に擦過傷</p> <p>B 左舷中央に擦過傷、船外機に濡損</p>
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風向 南西、風力 2、視界 良好</p> <p>海象：平穏</p>
事故の経過	<p>A船は、船長Aが1人で乗り組み、いか一本釣り漁を行うため、平成27年6月7日08時10分ごろ函館漁港を出港し、津軽海峡西口の漁場に向かった。</p> <p>船長Aは、函館漁港西防波堤灯台（以下「西防波堤灯台」という。）先端付近で左舷方に視線を向けたとき、西防波堤灯台通過後の船首目標としていた北海道^{やまもと}岬方向に多数のプレジャーボートを認めたので、それらを避けるため、通常より右舷方となる北海道^{かほく}葛登支岬に向けて変針することとした。</p> <p>船長Aは、西防波堤灯台先端付近で、左転して葛登支岬灯台に向け、その後、船首方に死角を有していたものの、矢越岬方向に認めた多数のプレジャーボートを避ける方向に変針したので、船首方に他船はいないものと思い、操舵室の右舷側に立ち、約8ノットの対地速度により自動操舵で南西進した。</p> <p>船長Aは、後方から接近してきた1隻のプレジャーボート（以下「C船」という。）から衝突した旨を告げられてB船と衝突したことを知った。</p> <p>B船は、船長Bが1人で乗り組み、知人（以下「同乗者B」という。）を乗せ、05時40分ごろ函館漁港西方沖で、船首から錨を投じて船外機をチルトアップし、船首を南西方に向けて錨泊した。</p> <p>船長Bは、船尾に座って船首方を向き、同乗者Bは、船首に座って船尾方を向き、それぞれ救命胴衣を着用して魚釣りを行っていた。</p> <p>船長Bは、同乗者Bから、正船尾方約80mからB船に向けてA船が接近してくる旨を告げられ、一度船尾方を振り向いたが、A船がいずれ錨泊中のB船を避けてくれるものと思い、船首方を向いて釣りを続けた。</p> <p>B船は、船長Bが、同乗者Bから、A船がB船を避けずに接近する旨を告げられて再度振り向いたところ、A船が至近に接近しており、危険を感じて二人で大声を出したものの、08時20分ごろ、B船の左舷中央とA船の右舷船首とがほぼ平行に衝突した。</p> <p>B船は、衝突の衝撃で右舷側に転覆し、船長B及び同乗者Bは海に投げ出されたが、海上に浮いていたところをC船ほか1隻のプレジャーボートにより、それぞれ救助された。</p> <p>B船は、付近にいた別のプレジャーボートに横抱きされて函館漁港に戻った。</p> <p>（付図1 事故発生経過概略図 参照）</p>
その他の事項	<p>A船は、前部甲板に設置したオーニングやいか釣り機で、船首方に</p>

	<p>両舷とも約30°の範囲が死角となっていた。</p> <p>船長Aは、船首方に他船を認めた場合、死角を補う措置として、舷側のいか釣り機の台の上で見張りを行うこととしていた。</p> <p>船長Aは、西防波堤灯台先端付近で、左舷方に視線を向けた際、葛登支岬方向で錨泊しているB船に気付かなかった。</p> <p>B船は、錨泊中を示す法定の形象物を表示していなかった。</p> <p>B船は、有効な音響による信号を行うことができる手段として、救命胴衣の笛を備えていたが、本事故当時、船長Bは使用しなかった。</p> <p>船長Bは、約3年前から、毎年4月から9月までの間、月に約3回B船に乗り、本事故発生場所付近で錨泊して釣りを行っていたが、ふだん、航行中の船舶が錨泊中のB船を避けてくれていた。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析</p>	<p>A あり、B あり A あり、B なし A なし、B なし</p> <p>A船は、函館漁港西方沖において南西進中、船長Aが、船首方に他船はいないものと思い、死角を補う見張りを適切に行っていなかったことから、船首方で錨泊中のB船に気付かずに航行し、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>船長Aは、矢越岬方向に認めた多数のプレジャーボートを避ける方向に変針したことから、船首方に他船はいないものと思ったものと考えられる。</p> <p>B船は、函館漁港西方沖で釣りのため錨泊中、船長Bが、正船尾方約80mから接近するA船を認めたが、A船がいずれ錨泊中のB船を避けてくれるものと思い、見張りを適切に行っていなかったことから、A船と衝突したものと考えられる。</p> <p>船長Bは、これまで航行中の船舶が錨泊中の自船を避けてくれていたことから、航行中のA船が錨泊中のB船を避けてくれるものと思ったものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、函館漁港西方沖において、A船が南西進中、B船が釣りのため錨泊中、船長Aが、船首方に他船はいないものと思い、船首死角を補う見張りを適切に行っておらず、また、船長Bが、A船がいずれ錨泊中のB船を避けてくれるものと思い、見張りを適切に行っていなかったため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>本事故後、船長Aは、プレジャーボートが釣りをする海域を航行する際は、死角を補う措置として、船首部に立ち、リモコンによる手動操舵で操船することとした。</p> <p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p>

	<ul style="list-style-type: none">・航行中は、周囲の見張りを適切に行うこと。・長さ7m未満の船舶であっても、他の船舶が通常航行する水域で錨泊する場合は、錨泊中を示す法定の形象物を表示すること。・錨泊中に接近する他船を認めた場合、その動向に注意し、必要に応じて衝突を避けるための措置を講じること。
--	--

付図1 事故発生経過概略図

